

【監理団体に対する許可取消しの内容】

1 許可取消しを行った監理団体

- (1) 監理団体名：鳥取県東部商工振興協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 北村 一行
- (3) 所在地：鳥取県岩美郡岩美町浦富 760 番地 14

2 処分内容

技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 5 年 11 月 10 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったこと、及び傘下の実習実施者に対し、適切な技能実習計画の作成指導を行っていないことから、技能実習法第 37 条第 1 項第 1 号（技能実習法第 25 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 39 条第 3 項））に規定する監理団体の許可の取消事由に該当するため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：九州コンストラクチャーズ協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 前田 浩
- (3) 所在地：熊本県荒尾市大島字角田 104 番地 5

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 11 月 10 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

傘下実習実施者が技能実習法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の監査報告書を外国人技能実習機構に提出したこと、及び監査の終了後遅滞なく、監査報告書を提出しなかったことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社エムズ
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 川合 洋一
 - (3) 所在地：三重県多気郡明和町大字山大淀 513 番地 2

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
令和元年6月28日認定「認 1906014029」「認 1906014030」「認 1906014031」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和5年11月10日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社カスミ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 高垣 洋
- (3) 所在地：鳥取県岩美郡岩美町大字浦富 1765 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11 件）

平成30年 8 月31日認定 「認1809013755」「認1809013756」「認1809013757」
同年 9 月28日認定 「認1809018105」「認1809018106」「認1809018107」
同年10月 5 日認定 「認1809018102」「認1809018103」「認1809018104」
令和元年10月25日認定 「認1909016024」「認1909016025」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 5 年 11 月 10 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員が行う質問に対して虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社川装商事
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 後藤 茂広
 - (3) 所在地：長野県長野市稲里町田牧 1394 番地 5 5

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）
令和 2 年 10 月 28 日認定「認 2005004195」「認 2005004196」「認 2005004197」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 5 年 11 月 10 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構が行う報告の求めに対し虚偽の報告書を提出したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：佐藤 勝
- (2) 代表者氏名：佐藤 勝
- (3) 所在地：広島県福山市御幸町大字中津原 1052 番地 2

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

令和元年9月25日認定「認1909013673」「認1909013674」

令和2年10月23日認定「認2009011441」「認2009011442」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号の規定に基づき、令和5年11月10日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：大陽塗装工業株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 辻 昌人
 - (3) 所在地：岡山県岡山市北区下伊福本町 1 番 31 号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1 件）

令和 3 年 12 月 10 日 認定「認 2109008216」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 11 月 10 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：中国木材株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役会長 堀川 智子
代表取締役社長 堀川 保彦
取締役最高顧問 堀川 保幸
- (3) 所在地：広島県呉市広多賀谷3丁目1番1号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (39 件)

平成 31 年 1 月 22 日認定 「認 1809020763」 「認 1809020764」 「認 1809020765」
「認 1809020766」 「認 1809020767」 「認 1809020768」
「認 1809020769」 「認 1809020770」
同年 2 月 15 日認定 「認 1809026926」 「認 1809026927」 「認 1809026928」
「認 1809026929」 「認 1809026930」 「認 1809026931」
「認 1809026932」 「認 1809026933」
同年 3 月 15 日認定 「認 1809029022」 「認 1809029023」 「認 1809029024」
「認 1809029025」 「認 1809029026」 「認 1809029027」
「認 1809029028」
同年 4 月 9 日認定 「認 1809028218」 「認 1809028219」 「認 1809028220」
「認 1809028221」 「認 1809028222」 「認 1809028223」
「認 1809028224」 「認 1809028225」 「認 1809028226」
「認 1809028227」 「認 1809028228」
同年 4 月 26 日認定 「認 1809031081」 「認 1809031082」 「認 1809031083」
「認 1809031084」 「認 1809031085」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 5 年 11 月 10 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により(罰金の刑に処せられ、これが確定)、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：日建金属株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 清田 武
- (3) 所在地：福岡県北九州市小倉北区赤坂海岸 7 番 9 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (25 件)

- 平成 30 年 10 月 25 日 「認 1812012536」 「認 1812012537」 「認 1812012538」
平成 31 年 1 月 9 日 「認 1812016123」 「認 1812016124」 「認 1812016125」
令和元年 11 月 11 日 「認 1912014881」 「認 1912014882」 「認 1912014883」
同年 11 月 27 日 「認 1912011135」 「認 1912011136」 「認 1912011137」
令和 2 年 9 月 8 日 「認 2012008040」 「認 2012008041」 「認 2012008042」
同年 10 月 12 日 「認 2012006732」 「認 2012006733」 「認 2012006734」
令和 3 年 4 月 19 日 「認 2112000273」 「認 2112000274」 「認 2112000275」
同年 10 月 22 日 「認 2112005623」
同年 10 月 28 日 「認 2112006075」 「認 2112006076」 「認 2112006077」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）の規定に基づき、令和 5 年 11 月 10 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：日設有限会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 黒木 友浩
 - (3) 所在地：広島県福山市引野町北1丁目11番8号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2件）

令和元年9月27日認定「認1909014789」
令和2年4月2日認定「認1909029750」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和5年11月10日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：原 孝幸
 - (2) 代表者氏名：原 孝幸
 - (3) 所在地：長野県南佐久郡川上村大字居倉 1388 番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
 - 令和2年1月16日認定「認 1905008082」
 - 同年2月18日認定「認 1905009198」
 - 令和3年2月22日認定「認 2005006574」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和5年11月10日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社朋明
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 川島 妙子
 - (3) 所在地：千葉県千葉市中央区生実町 1308 番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1件）
令和2年9月30日認定「認 2004020473」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和5年11月10日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：ミルフィユ有限会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 松下 利文
 - (3) 所在地：鹿児島県鹿児島市下荒田3丁目5-2

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
令和2年11月19日認定「認 2013007943」「認 2013007944」「認 2013007945」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和5年11月10日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められることから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。